

令和4年鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号）						
令和4年12月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年12月12日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年12月12日 午後 1時58分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	12	的 野 信 之		13	須 山 由 紀 生	
会議録署名員						

職 務	議会議務局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権課長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民課長	石 田 克	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道課長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康課長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和4年第7回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁 指定者
12番 野 信 之	<p>1. 小児・AYA世代のがん患者支援について</p> <p>(1) 本町の乳がん・子宮頸がんの検診受診率、現状と分析、受診率向上のための対策は。</p> <p>(2) 小児・AYA世代のがん患者支援と鞍手町独自支援の検討は。</p>	町 長
11番 西 藤 典 子	<p>1. 町内の移動手段について</p> <p>(1) 「鞍手町地域公共交通網形成計画」について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 計画の期間は。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 計画の目標は。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 目標を達成するための施策のうち、この4年間ですでに実現していることは。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 目標に対するモニタリングのうち、目標③④⑤⑥の実施結果及び内容は。</p> <p>(2) 公共交通機関以外の鞍手町における移動サービスとその内容は。</p> <p>(3) 令和3年度のすまいるバスの利用1回あたりの町負担額は。</p> <p>(4) 令和3年度のもやいたクシーの利用1回あたりの町負担額は。</p> <p>(5) 令和3年度のコミュニティバス等全体の利用1回あたりの町負担額は。</p> <p>(6) 現在タクシーの初乗り料金は700円ですが、要望の多いドアtoドアサービス実現のため、初乗り料金の補助制度導入の検討は。</p> <p>(7) 町民の要望に添った移動手段の実現のため、利用者アンケート等の実施は。</p> <p>2. くらじの郷の旧入浴施設の再開の可能性について</p> <p>(1) 3月、6月議会での他議員による質問に対して、総務課長及び町長の答弁に係るその後の経過・進展の内容は。</p>	町 長
4番 宇 田 川 亮	<p>1. インボイス制度による業者への影響について</p> <p>(1) 来年10月からインボイス制度導入が予定されているが、免税業者への影響をどう認識しているのか。</p> <p>(2) 免税業者を入札から排除したり、不利益を生ずることはないのか。</p> <p>(3) 一般会計だけでなく特別会計、学校給食や保育所の食材費など同様に排除されることがないように対応してもらいたいが。</p> <p>(4) インボイス制度導入により、簡易課税制度も廃止・縮小の方向で検討されているが、そうなると町内業者の多くの廃業が懸念されるが町の対応と援助は。</p>	町 長

令和4年12月12日（第2日）

開会 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

本日、外園教育長が体調不良のため欠席の報告が執行部よりありました事をお知らせいたします。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、送信しています通告一覧表の順序により行います。

最初に12番議員 的野 信之 議員の質問を許可します。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

12番 通告に従いまして質問をさせていただきます。

小児・AYA世代のがん患者の支援についてお尋ねいたします。

AYA世代とは、アドレッセント アンド ヤングアダルトの略で15歳から39歳までの思春期・若年成人の事です。

このAYA世代と14歳以下の小児を加えた40歳未満の世代のがん患者の支援について、昨今各メディア等で言及されているところでありますが、2019年10月18日、国立がん研究センターと国立成育医療研究センターは、14歳以下の小児と15歳から39歳の思春期・若年成人を指すAYA世代のがん患者に関する報告書を発表しました。

これは、がん診療の拠点病院等全国844施設を対象にした調査結果で、がん患者の情報をデータベース化して治療等に活用する全国でがん登録が始まった2016年から2年間のデータを詳細に分析したものであります。

この報告書は、若い人を対象にした、がん対策を進める上で重要な調査結果です。

AYA世代のがん患者5万7,788人のうち約8割を女性が占めているという実態がありました。

日本人のがん患者全体では、男性が半数を超えているのですが、AYA世代においては、なんと女性のがん患者が8割を超えているという特有の傾向があります。

具体的には、子宮頸がんや乳がんの増加が理由との見方があり、がん検診による早期の発見が望まれるのではないかと思います。

そこでお尋ねします。本町の乳がん・子宮頸がんの検診受診率を教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

お答えいたします。健診受診率につきましては、乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上の受診率で回答をさせていただきます。

乳がん検診の受診率は、令和2年度が11.1%、令和元年度が13.4%です。

子宮がん検診の受診率は、令和2年度が10.5%、令和元年度が12.8%でございます。

乳がん検診、子宮がん検診のいずれも県の平均より2%程度低い受診率の状況となっております。

以上です。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

令和2年度はですね、コロナの影響等で受診控えという事が、ありましたがコロナ以前の令和元年度にしてもですね、乳がんが13%、子宮がんが12%と、まだまだ少ないと感じました。

また、この検診の検査結果で精密検査が必要な方が専門医につながったという要精密検査受診率というらしいですけど、これも含めて分かる範囲で結構ですので現状と分析をお願いいたします。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

お答えいたします。現状として検診の結果、要精密となった方の割合は、乳がん検診では、

令和2年度が8.1%、令和元年度が12.2%、子宮がん検診では、令和2年度、令和元年度いずれも1.2%となっており、乳がん検診を受けた方の割合が高くなっており、

要精密者の精密検査受診率は、乳がん検診では、令和2年度が95.8%、令和元年度が91.1%、子宮がん検診では、令和2年度が100%、令和元年度が85.7%で、ほとんどの方が精密検査の受診をされている状況でございます。

以上です。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

今、答弁をいただきましたが、検査結果で今後につながる要精密検査受診率が高いという事が分かりました。がんの早期発見と早期治療をしていくには、やはり検診の受診率を上げる事が大切であると私は思います。受診率向上への本町での対策を教えてください。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

受診率向上のための対策でございますが前年度に、がん検診を受診された方には、検診申込書の個別での送付、加えまして40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対象に、がん検診のパンフレット及び検診申込書の個別送付を行っております。

また、満40歳の女性を対象とした乳がんクーポン事業及び満20歳の女性を対象とした子宮がんクーポン事業も実施し、県内の医療機関において、無料で検診ができる機会を設けております。

以上でございます。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

では次に、福岡県で推奨している小児・AYA世代の、がん患者支援についてどのような支援があるのかお尋ねいたします。

また、近隣の自治体の状況と本町の現状を教えてください。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

福岡県の補助事業といたしまして40歳未満の、がん患者を対象といたしました訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与や購入のサービスが受けられる福岡県小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業が、市町村の取り組む事業としてございます。

現在本町は、この事業を実施しておりませんが県内では、令和4年4月1日現在で29市町、それから近隣では直方市の方が11月よりこの事業に取り組んでいらっしゃいます。

以上です。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

最後に町長にお尋ねいたします。

町長は、日頃から住みやすい町、また住みたい町づくりを目指していると思いますが、それはインフラ整備や企業誘致による雇用の創出等、様々な視点での町づくりがあります。

しかしながら、町の事業としては、小さいかもしれませんが、このようながん患者に対しての行政の寄り添う姿も多様化した現在、大切にしていかなければならないと、私は思います。

がんに関して言えば、がん患者の治療に伴う外見上の、例えば脱毛や爪の割れ、手術痕等に対して、患者本人の気持ちを整えるサポート事業であるアピアランスケアの推進等も含めて今後のがん患者に対してのサポートを本町での事業として事業化していただきたいと思えます。

町長のお考えをお聞きし最後の質問とさせていただきます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

本町独自の支援というわけではありませんが、先ほどの的野議員からご指摘がありました、がん患者の医療用ウィッグや補装具等の費用補助事業につきましては、令和5年度から新たにアピアランスケア推進事業という事で取組を検討しております。

私自身も、この事業については、関心を持っていましたので令和5年度については、今鋭意検討しているところでございますので、そのへんをご理解いただければというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

以上で、的野 信之 議員の質問を終了します。

次に、11番議員 西藤 典子 議員の質問を許可します。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

11番 通告に従いまして質問いたします。

まず、鞍手町内における移動手段について、お尋ねしたいと思いますが、このところ高齢運転者による交通事故が頻発して高齢運転者の運転免許証の返納の必要性が改めて強調される状況があります。

しかし、町内の移動手段の現状を見ますと直ちに返納とは、なかなかいかない事情もあります。

先日、地域包括支援センターが、利用者を対象にアンケートを取られました。

町内の移動についてのアンケート、ただこれはまだ取組の途中のものだという事ですけども、その回答の中の自由記載欄に、今のところ車の運転をしていますが、必ず返納の時期が来る。その時の事を思うと不安で友人達といつもその話をしています。

また、バスがなくなったので移動のために80歳になったのに車の免許更新をしました。

返納のためには、バスの便がもっと便利になる事が必要だなどと書かれているわけです。

かなり厳しい町内の移動手段の現状は、かなり厳しいと思いますけれども、先日からもう随分前からいただいた資料ですけども、鞍手町における地域公共交通網形成計画というものがありますので、この計画についてご質問したいと思っております。

まず、この計画の実施期間は、いつからいつまででしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

ご質問の鞍手町地域公共交通網形成計画につきましては、地域振興課長に答弁させます。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

鞍手町地域公共交通網形成計画の計画期間ですが、令和元年度から令和6年度までの6

年間となっております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

令和元年度から6年間といいますと、もう丸4年たっているわけですね。後2年間という事で、この後2年間で仕上げの段階に入るという事になるのじゃないかと思います。

それでぜひ、その間に先ほどもあったような、ご心配があった例を挙げましたけども、そういう心配を抱かなくても良いような状態に、ぜひしたいと思うのですがこの計画の目標は、どんなものでございましょうか。お尋ねいたします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

計画の目標ですが、今から申します6項目を掲げております。

まず1番に、広域の移動を支える公共交通の確保と維持。

2番目としまして、多様なニーズに応じたスマイルバス、もやいたクシーの再配置、町内移動手段の確保維持。

3番目に、誰もが利用しやすい公共交通環境の形成。

4番目に、公共交通の利用促進。

5番目に、公共交通に対する満足度の向上。

最後6番目に、公共交通の維持可能性の向上。

以上でございます。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ぜひ、それを実行していただきたいと願うような、ことばかりの内容でございまして、その実行のために実現のために、努力していただきたいと思うわけですが次に、目標を達成するための施策というのがございますね。

この目標を達成するための施策のうちですね、この4年間で既に実現しているという事があると思うのですが、それはどんな事でございましょうか、お尋ねいたします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

計画を達成するための施策としまして、この4年間で既に実現している事というお尋ねですけれども計画の目標を達成するための施策としまして、13の具体的に13の項目を掲げております。

まず第1に、まちなか、これは都市機能拠点と位置づけておりますが、ここへのアクセス強化に向けたアクセスの機能強化に向けた路線の見直し。

2つ目としまして、通学需要に応じた公共交通手段の見直し。

3つ目に、スマイルバス倉坂線・泉水線の、もやいたクシーへの転換。

4番目に、公共交通相互の乗り継ぎ利便性の向上。

5番目としまして、駅舎やバス停等の待合環境の改善。

6番目に、ユニバーサルデザインの導入。

7番目に、ICT技術を活用した情報提供の推進。

8番目に、スムーズで分かりやすい料金収受方法の検討。

9番目に、公共交通の分かりやすい時刻表やマップの作成。

10番目に、公共交通に係る情報の発信。

11番目に、公共交通利用促進のための啓発。

12番目に、乗り方教室の開催。

最後に、イベント等での周知。

この13の具体的な目標を掲げておりますが、このうち令和3年度までに実施済みとなっているのは、申しました2番目の通学需要に応じた公共交通手段の見直し。

それから、3番目のスマイルバス倉坂線・泉水線の、もやいたクシーへの転換。8番目のスムーズで分かりやすい料金収受方法の検討。

この3項目につきましては、実施済みと位置付けております。

また、参考までに残りの10項目につきましては、実施中が5項目、未実施が4項目、検討中が1項目となっております。この13の施策の進捗状況につきましては、毎年、地域公共交通会議の場で報告をいたしております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ただいま、答弁いただきました中の8番目で、スムーズで分かりやすい料金收受方法の検討ですが、ちょっと私、あまり経験、実感しておりません。具体的な内容をちょっとお尋ねしたいと思いますが、どういう事でしょうか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

一般的に公共交通の利用料金というのは、距離別運賃、つまり距離に応じで利用者が負担するというのが原則でございますが、非常に料金体系が分かりにくいという事がございまして平成25年度でしたかね、鞍手町ではスマイルバスが一律200円。

それから、もやいたクシーにつきましても、距離別運賃から今一律200円という分かりやすい一律の料金体系に見直したという事でございます。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

良く分かりました。だからまだ後、残すところ2年なのですけれども、まだ実現してないものがたくさんあるというような状況ですので、ぜひ努力していただきたいなと思っておりますが次に、目標に対するモニタリングというのがありますね。

その中の目標の3、4、5、6の毎年実施すると書いてありますけれども、この3、4、5、6の実施結果あるいは内容ですね、どういうものだったでしょうか、お尋ねいたします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

目標の3、4、5、6の実施結果ですが、まず一つ一つ説明いたします。

まず目標3、これは先ほど申しました誰もが利用しやすい公共交通環境の形成という事で、これは公共交通環境改善の取組数を評価指標としまして毎年1事業を実施するという事を目標としております。

令和3年度では移転しました、くらて病院の待合スペースの整備など3事業を実施しておりますことから目標をクリアしており、今後も事業を継続して実施したいというふうに考えております。

次に、目標4の公共交通の利用促進につきましては、住民1人当たりの利用回数、これを

評価指標としておりまして路線バスを含め年間、住民1人当たり19回利用するという事を目標にしております。

しかしながら、令和3年度では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことで、年12回と目標を大きく下回っております。

このようなことから今後は、公共交通機関を安心して利用していただけるよう感染症対策の充実など改善を図るようしております。

次に、目標5の公共交通に対する満足度の向上につきましては、利用者意向調査におけます満足度、これを評価指標とし50%以上の方が満足しているという事を目標としておりました。

しかしながら、令和3年度では、先ほど申しましたように新型コロナウイルス感染症の影響によりまして調査ができておりません。このため評価も未実施という事になっております。

最後に、目標6の公共交通の持続可能性の向上につきましては、公共交通に支出いたします町の財政負担額を評価指標としておりまして目標としましては、国からの補助金等を除いた町の実質的な年間負担額、これを年3,390万円以内とする事を目標としておりました。令和3年度では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国からの補助金が増額された事等によりまして負担額3,384万円とほぼ目標を達成しております。

今後とも、公共交通網の再編や効率的な利用促進に取り組み、財政負担の軽減を目指してまいります。

なお、今申しました目標として掲げました6項目の進捗状況につきましても毎年、地域公共交通会議の場で報告をいたしております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

努力していただいているという事が良く分かりました。くらで病院の待合等も、非常に美しく整備されておりました良いなと思っております。

次に、2番目の質問としまして、この資料の中にもありましたけれども公共交通機関以外の鞍手町における移動サービスというのが挙げてあります。

内容をまず確認したいと思いますが、よろしくをお願いします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

公共交通と申しますと鉄道、バス、タクシー等、誰もが一定の料金を支払う事で、乗る事ができる交通というふうに定義付けされております。

これを踏まえまして、ご質問の公共交通機関以外の町の要サービスとして、お答えできるものとしましては、まず鞍手中学校の生徒が通学に利用しますスクールバス、それから古月保育所の園児が通所に利用しております送迎バス、それから障害があり、公共交通機関でも外出が困難な方等の外出支援を社会福祉協議会が行っております、虚弱高齢者等送迎サービス、そして地域包括支援センターが、実施しております介護予防事業に参加するための送迎に係るタクシー、この料金の補助、こういったものがあるかと思えます。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そのような公共交通機関以外の移動サービスですけれども、これは料金を払わなくてという事ですので予算はね、町から出していらっしゃるのかなと思いますが、その予算の大体の金額と利用者の数がどのくらいか、もし分かりましたら質問通告書になかったのでこれ、分かる範囲でお願いします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

これはですね、それぞれの所管課が把握しておりますので後ほど、資料をまとめまして、議会事務局を通じまして提出したいと思えます。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そういう事で、なるべく移動に不便がないような手だてをさせていただいているという事は分かりますが、なお且つやっぱり、現状というのは非常にそれぞれが、今後どうなるのだろうか。

特に年齢を重ねていきますと体力が弱りまして、車の免許証も返上したり返納したりと、しかし移動は、どうなんだろうかという、そういう気持ちを抱かざるを得ない現状がありま

す。

何とかですね、これを重視したものにさせていただきたいと願うばかりでございますが次に、現状もさらに詳しく知りたいと思いますが、令和3年度のスマイルバスの利用1回当たりの町負担額は、いくらになっておりましたでしょうか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

令和3年度決算におきます、スマイルバスの町の実質負担額、これは1,998万2,156円。

これに対します利用者数が2万9,653人、これで計算しますと町の負担額は、利用1回当たり、674円となります。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今度は、もやいたクシーの場合ですが、同じように利用1回当たりの町負担額は、いくらとなっておりますでしょうか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

これも令和3年度の決算における数字としまして、実質負担額は970万7,622円。

利用者数は、9,222人で行いましたので計算しますと町の負担額は、利用1回当たり、1,053円となっております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

二つを合わせました令和3年度のコミュニティーバス等全体ですね、利用1回当たり

の町負担額は、いくらになっておりますか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お尋ねのスマイルバスと、もやいたクシーを合わせたコミュニティーバス全体の町の実質負担額は、2,968万9,778円。利用者数は3万8,875人でございますので、計算いたしますと町の負担額は、利用1回当たり、764円となります。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

私が、いろんな方から声を聞きますと、もう歳を重ねて本当の交通弱者になった場合ですね、私もこのコミュニティーバスについての質問は、3回目の質問をしているわけなんですけれども、歳を取りますと身体の腰が曲がったりするような状況も生まれます。

前回の質問の時に、大体300メートル毎にですね、何かのバス停があるというふうに工夫していただいているという事なんですけれども、声を聞きますと歳を取ると腰が曲がっていますから300メートル歩くという事自体がまず、非常に苦痛であると。なかなかでき難いと。

そして、さらに買い物の荷物等を持ちますとですね、もっとこうなって、きつい思いをしてですね、そしてその方達に聞きますと、もやいたクシーに乗ってもね、決まった停留所しか停めてもらえない。

特に帰りがですね、荷物を持って歩くのが大変で何とかその帰りだけでもね、自宅近くで降ろしてもらえないだろうかというような声がありまして、結局最終的にはもうドア to ドアですね、サービスこれが必要になっている現状があります。

高齢化が、ますます進みますし、そういう状況にある方が増えていくという事態、私もその中に含まれるので、非常に切実な問題であるわけなんですけれども、そういう状況がありますと、やっぱりドア to ドアですね、サービスが実現、これも年齢制限があるかもしれませんが希望者についてはですね、していただけないものだろうか。

今、お聞きしますとコミュニティーバス全体ですね、1回当たりの町の負担額が760円という事ですけどもですね、今聞きますとね、タクシーの初乗り料金が700円ですね、それにあと80円ずつプラスしていくんだという事ですけども、そういう要望のある方については、その要望の強いドア to ドアサービスの実現のためにですね、初乗り料金の補

助制度、こういったものをですね、現状からすると料金的にもですね、可能ではないかと思うわけなんですけれども、導入の検討を行う考えは、ございませんでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

高齢者等が、買物等で重い荷物を持ったまま歩く事で大変ご苦労されているという事は、私も十分承知をしておりますし、そのような声も、お聞きをしております。

しかしながら、先ほど課長が答弁しましたように公共交通とは鉄道、バス、タクシー等、誰もが一定の料金を支払う事で乗る事ができる交通と定義をされております。

本町の公共交通は、便数やルート等で全ての利用者の満足を得るまでには至っていないかもしれないと思いますが、一律200円の低料金で移動できるメリットもあります。

ご質問のように、ドア to ドアサービスが実現できれば、これにこした事はありませんが、町の財政負担の増大、自家用車を維持している方との経済的負担の公平性、利用増加による交通事業者との影響等、考慮すべき課題も大きく現状としては、導入する事は考えておりません。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そういう短時間の事例はですね、近くの市町村でも行われた事があるわけですが、なかなかですね、恒久的には、そういう町長がおっしゃるような事情からも、あると思うんですけど、実現しておりませんが将来的にはですね、本当に交通弱者がですね、自由に移動できるというためには、将来的にはそういう事も考えていただくべきではないかと私は考えております。

次ですけれども、地域包括支援センターの先ほど申しましたアンケートですが、この内容はですね、205人分の間集計だったわけですけど、その中にはですね、利用しない理由、利用しないという人が圧倒的に多くて、なぜ利用しないかっていう理由だとか、どのような内容だと利用しやすいかとか、いろいろと参考になるような内容の事項がありました。

やっぱり私は、最近このアンケート調査があったという事を覚えておりませんものから、もしですね、そういう事をされていないなら、町民の要望に沿った移動手段の実現のためにですね、利用者アンケート等を実施するお考えは、ないかという事をお尋ねしたいと

思います。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

公共交通の中に今、地域公共交通活性化再生法という法律がございまして、これに基づきまして令和6年度までに、先ほど申しました公共交通網形成計画、これを新たな地域公共交通計画という事で策定する必要が義務づけられております。

これに伴い、令和5年度中に議員が申しましたような視点を含めたアンケート調査、これを実施するように考えております。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ぜひ、そういう事に取り組んでいただいて知恵を絞っていただいてですね、そういう移動の不安がない鞍手町にさせていただきたいと思っております。

聞くとところによりますとですね、嘉麻市などでね、利用者が増加しているという事例もあるようでございます。

目標に掲げられておりますように効率的で利便性の高い運行体系の構築とか高齢者の外出機会増大につながる運行とかですね、そういう今後の創意工夫をお願いしてこの件の質問は終わりたいと思います。

次の質問に移ります。くらじの郷のですね、旧入浴施設の再開の可能性についてお尋ねいたします。

今年3月の定例議会で、私ではありませんが、ここにいらっしゃる他の議員さんの質問でございました。

総務課長からの答弁で、ある企業から、お風呂を復活させ賃貸でお借りして利用していきたいという提案をいただいているという答弁がございました。

その後の、町長の答弁では、考えていないでしたが、6月の定例議会では、官民を問わず快適な利用方法を模索して行きたいとなっております。くらじの郷の入浴施設の再開の動きはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

ご質問のくらの郷の、旧入浴施設の再開の可能性についてですが、ご質問の入浴施設の再開については、現時点ではありませんが、今後利活用の可能性の一つとして検討は行っていきたいと考えております。

また、具体的な利活用方法や手法については、これから庁舎移転までの約2年間の間で、避難所再配置の検討も含め、準備を行ってまいりたいと考えております。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

また、私はですね、ちょっとお話しをした方なんですけれども、庁舎建設の問題がね話題になった時に本当はね、庁舎より私達は、お風呂が欲しかったとかいうような事もちょっと聞こえておりました。

特にですね、この燃料が高騰しましてね、今家庭での入浴の回数を減らすというような実態もあるようです。こういう場合は、やっぱり各家庭毎に、お風呂を建てるという事よりもですね、公共施設があれば、より良いのではないかと。

特に、その公共の入浴施設がある事の良さとしてはですね、やっぱり1人のですね高齢者のひとり住まいの入浴には、危険が伴うと、今日もちょっとそんなニュースが流れておりましたけれども、そういう意味からですね、公共の入浴施設の開設を求める声もあります。

そしてまた、平成29年度中ですね、廃止の検討に当たってね、その時にちゃんと民間風呂事業者の誘致等、民間活力での実施の可能性は、模索してまいりますという、平成29年度の施策の概要の中に一文も書き加えられているわけですね。

ぜひ、そういう要望の実現のためにですね、特にやっぱり高齢者の場合はですね、お風呂に入らないとか外出しないとかないうような事が心身機能の維持がマイナスになると、いうような事もありますね。

やっぱり1週間に何回かはですね、出かけて行って、そしてお風呂に入ってですね、人々とも交流すると、こういう機会をぜひ、今後のですね、高齢化社会が益々進んでまいりますので、お受けいただけたらなと思っております。

以上で私の質問は、終わらせていただきます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

西藤議員が、ご指摘の件につきましてはですね、私も重々承知をしておりますが、先ほど

答弁をした通りでございます。

以上です。

○議長（星 正彦君）

以上で、西藤 典子議員の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川 亮 議員の質問を許可します。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

4番 通告に従いまして質問をいたします。

今回は、インボイス制度による、業者の影響について質問をいたします。

来年10月から実施されようとしている消費税のインボイス制度は、税務署の登録番号が付番されたインボイスがないと消費税の仕入れ税額控除が認められず、免税業者と取引のある課税業者は、仕入れ税額控除ができずに納税額が、増大したり免税業者は、課税業者との取引から排除される恐れがあります。

町として免税業者への影響をどう認識してあるのか、教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

インボイス制度は、国が定めた制度であり、本町が意見を述べる立場には、ございませんが、免税事業者への影響につきましては、基本的に適格請求書を発行する事ができないことから、可能性があるとするれば取引先が仕入れ税額控除のために取引を他の課税業者に切り替える事があるかもしれませんし、取引条件の変更を持ちかけられたりする事が、あるかもしれないと考えております。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

国が進める制度では、ありますけれども町内の業者の中には、免税業者は、たくさんあるわけで、その免税業者が、どういう不利益なり影響を受けるのかというのは、町としても親身になって考える必要があるんじゃないかと。だから国がやっている事だから、こうなるんじゃないかというような傍観者的なですね、言い方ではなくて、しっかりと町内業者を守る

という町の立場から言えば免税業者は、ちょっと大変になるんじゃないだろうか。いう事の中身を具体的につかむ必要があると思うんですけど、もう一度答弁お願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども申しましたが、これは国が定めた制度であります。意見を述べる立場ではありませんけれども課税事業者になるかどうかは、免税事業者が判断するものと考えています。

免税事業者は、令和5年3月31日までに消費税課税事業者選択届けを税務署に届出て、課税事業者となり、インボイス制度に登録すれば先に述べた可能性は、回避されると思います。

この場合、課税業者になると同時に納税義務が発生しますので、これまでは必要なかった消費税の計算や申告といった事務作業が必要になると思います。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

なかなか冷たい答弁ですね、何か国が進めるところ。進めるものなので全く町としては、こうなるのではないかというような、ただの分析のような答弁であるというふうに思います。

インボイス制度がですね、後ほど言いますけども導入されれば、いろんな影響が出てですね、それこそ廃業とか、なんて言いますかね、課税業者になってもものすごく負担が強いられると、というような事もあります。

例えば、課税業者になったとしても導入費用だとか今までのような帳簿では帳簿式では、なくなるわけですから導入費用とか維持費とかも、かかってくるわけで、小さな零細企業なんかはですね、こういうものに費用をかけていたら全く運営ができないと、というような状況も出てくるわけで、そうなるそうですね、この鞍手町も中小零細企業がたくさんあるわけで、そういうところが廃業に追い込まれると、というような本当に危機的状況になってくると思うんですよ。

それを町長がしっかり認識すべきだと。いうふうに思うわけですけど、もう一度答弁お願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今、議員ご指摘の件につきましてはですね、そういう懸念があるというような事のご指摘だと思いますけども実際にこれは、令和5年の10月からの実施でもありますので実際にどのような事になるのかっていうのは想定範囲でしかありませんし、今後その状況を見ながらですね、どういうふうな状況だというような事が考えられるかもしれません。

しかしながら、今の時点で町として、どのような事ができるかという事につきましてはですね、なかなか今ここで仮定の事については、お答えできないという事です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

何か前の町長の答弁を聞いているみたいですけど、仮定の事については答えられないとか、これだけいろんな専門家なり、そしてたくさん商工団体ですね、国に対してインボイスを中止せよ。というような意見書をあげるような状況であってね、やってみないと分からないとか、そんな答弁ないですよ。もう明らかなんですよ。

やってみたら廃業する業者が、どんどん出てくるというのは本当に明らかですよ。

そこはぜひ、町長は肝に銘じていただきたいというふうに思います。

次に進みます。地方自治体の特別会計や公営企業は、年間売上げ1千万円以上であれば、消費税を納めています。インボイス制度導入後は、免税業者からの仕入れに含まれる消費税額を差し引く事ができなくなり実際の消費税納税額が増えてしまいます。

これに対し、日本共産党の小池 晃 参議院事務所は、地方自治体の公共事業等からも免税業者が排除される危険がある事を総務省に指摘をしてきました。

指摘を受けた総務省は、10月7日、免税業者を入札から排除するのは適当でないとする通知を地方自治体に送付しております。

そこで質問いたしますが、総務省からの通知は確認しているのか。

そして免税業者を入札から排除したり、不利益を生じさせたりする事はないのか。

お答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今、ご指摘の総務省からの令和4年10月7日に総務省自治行政局行政課長からですね、

各県の担当者宛に競争入札において消費税の適格請求書等保存方式インボイス制度に関する入札参加資格を定める事についての通知が出ております。

これについては、私も承知をしているところです。それで本町の一般会計では、消費税の申告義務が免除されております。

また、町が適格請求書発行事業者になった後も同様の取扱いとなる事から入札にかかわらず事業者との課税取引においては、これまでと変わらず免税事業者を排除する事はありません。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

入札にかかわらずと、言われましたので３番の質問は、同じような質問でありますけども、もう一度確認で一般会計だけでなく特別会計や学校給食、保育所の食材費等、入札以外でも排除される事がないように対応するべきだと考えます。

もう一度、町長の答弁をお願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

特別会計におきましても、免税事業者を排除する事はございません。

また、学校給食や保育所の食材を納入する業者につきましても、排除することは、ありません。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

学校給食等でも、地産地消を進めているというような事もありますので、ぜひ、そこは、きちっと守っていただきたいというふうに思います。

４番の最後に行きます。売上げの消費税額から仕入れの消費税額を差し引いて納税額を計算する本則課税に対し、簡易課税制度は、業種によって売上げの４０％から９０％を仕入れとみなして控除します。

消費税の納税計算を簡単にする目的で売上げが５千万円以下の中小業者に認められ消費税納税業者の約４割、全国的には、１２０万人が簡易課税を選択しています。

インボイス制度は、簡易課税を選択している業者には、適用されません。そのためインボイス制度の障害になるとの理由で廃止または、適用範囲を縮小する方向で今、検討されております。

また、インボイス制度が導入されれば、通常であれば課税業者は、免税業者とは取引をしなくなります。そうすると免税業者は廃業するか生き残るために課税業者にならざるを得なくなります。

この影響を受けそうな人は、全国で1千万人に上るとも言われています。

町内の業者の多くの廃業も先ほど言いましたけど懸念されると思います。やってみて廃業が多くなって、やっぱりそうだったんだと確認するわけにはいかないんですよ。町内の業者の多くの廃業が今懸念される時点でね、インボイス制度については、考え直さないといけないというふうに考えますが、これに対する町の対応と援助をどう考えているのか。

お答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今のところ、簡易課税制度の廃止縮小に関する情報は、町に入ってきておりません。

また、鞍手町商工会の方で直方税務署に確認をしていただいたところ現状では廃止縮小の話は、ないとの回答でした。

現在、鞍手町商工会におきまして、事業者へのインボイス制度の周知として国の事業環境変化対応型支援事業によるインボイス個別相談会を実施されております。

また、それ以外にも集団セミナーを開催するとともに制度の仕組みや対応方法についての相談を受け付けられているとの事です。

町といたしましても商工会等と連携をし、インボイス制度の周知を図っていきたいと考えております。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

周知を図る事は、必要だろうというふうには思います。

しかし、先ほどから言いますように複雑なインボイス制度、インボイスを発行するシステムの導入費用、それから維持費、こういったものが、もの凄くかかってくるわけですよ。

個々の取引で、インボイスを発行する事は、特に零細な事業者には、重い事務負担となります。

先ほどの簡易課税の問題については、今水面下では、話をされているんですよ。公には、まだ話は、されていません。けどもインボイスを推進するためには、この簡易課税が障害になってくるといのは、もうはっきりと国の重鎮の方は言っているわけで、そうなると簡易課税制度自体がもう廃止し、また縮小されたら、これインボイスでの影響を受けるだけでなく、特に町内業者に多いのは5千万以下の簡易課税を選択している業者ですよ。

ここは、もう簡易課税制度がなくなったら、もう辞めるしかないって皆さん言っていますよ。とてもじゃないけどやりようがない。

これは、町として、やっぱりインボイス制度は、適用するなど。実施をするなどという事は、ぜひ、していただきたいし町長としても、インボイス制度自体に問題があると。というような認識に立っていただきたい。

もう一度答弁をお願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

インボイス制度という制度は、消費税を導入して消費税というのは、直接税ではなくて間接税であります。そしてまた、商品に対してですね、預かっているという税でもありますので、その税を預かっている税を納めていただく制度であります。

それをどう具体的に的確に納税をしていただくかっていうのがインボイス制度だというふうにも考えております。

中小零細業者又は、5千万以下ですね、簡易課税を導入されている事業者につきましてはですね、まだ6年間の猶予期間がありますので、その中で、十分制度を周知徹底するとともに、ご理解をいただきながらですね、お預かりいただいた税金についてはですね、どのようにして納めていただくかという事について、お考えいただければというふうにも思いますし、零細業者について、いろいろな機器の導入であるとかですね、そういう、事務負担がかかるというような事でもありますけども、いずれにしても、これは国の制度でもありますので町がどのように関与していくかという事についてはですね、町としても、なかなか難しい状況ではありますが検討は、していきたいというふうに思います。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

どういう検討されるか分かりませんが、ちゃんと検討していきたいと。だけど今までの町長の答弁を聞いていますと、インボイスは、消費税の取りはぐれがないように、これやる

べきだという考えに立っているというふうにはしか思えません。私は。

そういう考えでよろしいですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

基本的に消費税というのは、先ほども言いましたように間接税でもあります。

所得税だとかですね、法人税だとかいうその直接税とは違って、間接的に納めていただく税でもありますので、それがどこかで滞留して、それが言葉としてはですね、益税になるというような事では、その消費税の理念からしてですね、どうなのかなというふうに思います。

そういう意味で納めていただける消費税はですね、納めていただき、その税が今は、福祉目的という事で使われているという事にもなっておりますので、それが私どもの自治体にも還元されていると。

特に地方消費税というような形で、歳入の中にも入っておりますので、私どもとしても消費税は、納めていただくものは、納めていただきたいというふうに思っています。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

消費税は、益税とか言わないでください。事前に扱うような事とか言わないでください。

れっきとした税額控除ですこれは。帳簿方式にするから消費税を払ってないわけじゃないですよ。

みなし、このくらいの消費税が入ってきているからそれは納めている。それは簡易課税ですよ。それを益税とかいう事自体がもう駄目ですそれ。それはちょっと撤回していただきたいと思いますし、インボイス制度を理解して周知して理解すれば済むものじゃないのですよ。

先ほど、町長も言われましたけどシステムを導入したり維持費、維持管理したり、そういう事の事務負担がもの凄くかかってくるわけで理解して、もうできないと。このまま事業を続けて行かれないという業者が増えてくるわけですよ。

それと1人業者、うちにはありませんけどシルバー人材センターに登録されてある方も1人1人が免税業者になるわけです。この対象になるわけですよ。インボイスのそういった方たちにも、もの凄い影響が出てくるわけで国がやる事だから知らないとかね。そんな事はね。絶対に言わないでほしい。

ましてや消費税が、益税扱いされるとか絶対に言わないでいただきたいというふうに思

います。

本当に、このインボイス制度自体が、業者を廃業に追い込む、苦しめる、そういう制度であるという事をぜひ認識していただきますよう申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で、宇田川 亮 議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は、終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日、13日を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって明日、13日を休会とする事に決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

閉会 午後 1時58分